

第三セクター等について地方公共団体が有する財政的リスクの状況に関する調査結果の概要
(令和 6 年 3 月 31 日時点)

○ 第三セクター等は、地域住民の暮らしを支える事業を行う重要な役割を担う一方で、経営が著しく悪化した場合には、地方公共団体の財政に深刻な影響を及ぼすことが懸念されます。

○ 総務省では、第三セクター等について地方公共団体が有するこのような財政的リスクの状況の「見える化」を推進するため、地方公共団体が一定の関与をしている以下の第三セクター等について、その財務状況や地方公共団体の財政的支援の状況を毎年度調査し、その結果を地方公共団体・第三セクター等別に公表しています。今回の調査は、各第三セクター等に係る令和 6 年 3 月 31 日までに終了した事業年度の決算データ（以下「令和 5 年度決算データ」という。）に基づくものです。

- ① 地方公共団体が損失補償、債務保証又は貸付け（長期・短期）を行っている法人
 - ② 債務超過法人（事業の内容に応じて時価で評価した場合に債務超過になる法人を含む。）であって、当該地方公共団体の出資割合が 25%以上の法人
- ※①と②の法人は重複する場合があります。

○ なお、総務省は、①や②のうち以下の要件に該当する相当程度の財政的リスクが存在する第三セクター等と関係を有する地方公共団体に対し、経営健全化方針の策定と、それに基づく取組の着実な実施を要請しています（「第三セクター等の経営健全化方針の策定について」（平成 30 年 2 月 20 日付け総財公第 26 号）及び「第三セクター等の経営健全化方針の策定と取組状況の公表について」（令和元年 7 月 23 日付け総財公第 19 号））。

- I 債務超過法人
- II 実質的に債務超過である法人
 - a 事業の内容に応じて時価で評価した場合に債務超過になる法人
 - b 土地開発公社のうち、債務保証等の対象となっている保有期間が 5 年以上の土地の簿価総額が、当該地方公共団体の標準財政規模の 10%以上の公社
- III 当該地方公共団体の標準財政規模に対する損失補償、債務保証及び短期貸付けの合計額の比率が、当該地方公共団体の実質赤字比率の早期健全化基準相当以上の法人

調査結果の概要

1. 調査対象の第三セクター等

調査対象となる第三セクター等は、令和5年度決算データに基づくと、994法人（前年度比▲42法人）であった。内訳は、第三セクターが614法人（同▲24法人）、地方三公社が380法人（同▲18法人）となった。

（単位：法人）

法人分類	① 地方公共団体が損失補償、債務保証又は貸付け（長期・短期）を行っている法人			② 債務超過法人（事業の内容に応じて時価で評価した場合に債務超過になる法人を含む。）であって、当該地方公共団体の出資割合が25%以上の法人			合計 （①及び②の重複を除く。）		
	R5	R4	増減	R5	R4	増減	R5	R4	増減
第三セクター	497	519	▲22	200	209	▲9	614	638	▲24
社団・財団法人	230	239	▲9	16	17	▲1	236	244	▲8
会社法法人	267	280	▲13	184	192	▲8	378	394	▲16
地方三公社	379	397	▲18	27	32	▲5	380	398	▲18
地方住宅供給公社	25	25	0	4	5	▲1	25	25	0
地方道路公社	21	22	▲1	0	1	▲1	21	22	▲1
土地開発公社	333	350	▲17	23	26	▲3	334	351	▲17
合計	876	916	▲40	227	241	▲14	994	1,036	▲42

2. 経営健全化方針の策定要件に該当する第三セクター等

1のうち、経営健全化方針の策定要件に該当する第三セクター等は、264法人（同▲18法人）であり、調査対象の第三セクター等の26.6%（同▲0.6ポイント）を占めた。内訳は、第三セクターが217法人（同▲7法人）、地方三公社が47法人（同▲11法人）となった。

（単位：法人）

法人分類	調査対象の第三セクター等			経営健全化方針の策定要件に該当する第三セクター等					
	R5	R4	増減	I 債務超過法人			II 実質的に債務超過である法人 a 事業の内容に応じて時価で評価した場合に債務超過になる法人		
	R5	R4	増減	R5	R4	増減	R5	R4	増減
第三セクター	614	638	▲24	206	214	▲8	1	1	0
社団・財団法人	236	244	▲8	17	17	0	0	0	0
会社法法人	378	394	▲16	189	197	▲8	1	1	0
地方三公社	380	398	▲18	25	30	▲5	2	2	0
地方住宅供給公社	25	25	0	4	5	▲1	0	0	0
地方道路公社	21	22	▲1	0	1	▲1	0	0	0
土地開発公社	334	351	▲17	21	24	▲3	2	2	0
合計 （調査対象に対する割合）	994 (100.0%)	1,036 (100.0%)	▲42 —	231 (23.2%)	244 (23.6%)	▲13 —	3 (0.3%)	3 (0.3%)	0 —

法人分類	II 実質的に債務超過である法人 b 土地開発公社のうち、債務保証等の対象となっている保有期間が5年以上の土地の簿価総額が、当該地方公共団体の標準財政規模の10%以上の公社			III 当該地方公共団体の標準財政規模に対する損失補償、債務保証及び短期貸付けの合計額の比率が、実質赤字比率の早期健全化基準相当以上の法人			計 （I～IIIの重複を除く。）		
	R5	R4	増減	R5	R4	増減	R5	R4	増減
第三セクター	0	0	0	10	10	0	217	224	▲7
社団・財団法人	0	0	0	10	9	1	27	26	1
会社法法人	0	0	0	0	1	▲1	190	198	▲8
地方三公社	12	13	▲1	19	28	▲9	47	58	▲11
地方住宅供給公社	0	0	0	1	0	1	5	5	0
地方道路公社	0	0	0	3	3	0	3	4	▲1
土地開発公社	12	13	▲1	15	25	▲10	39	49	▲10
合計 （調査対象に対する割合）	12 (1.2%)	13 (1.3%)	▲1 —	29 (2.9%)	38 (3.7%)	▲9 —	264 (26.6%)	282 (27.2%)	▲18 —

注1：同じ法人に対して複数の地方公共団体が財政的支援や出資を行っている場合、1法人として計上。

注2：表中I～IIIは経営健全化方針の策定要件である。一つの法人がI～IIIの複数に該当する場合、I～IIIそれぞれに1法人として計上。

注3：表中IとIIaの法人数には、1の①で調査対象となり該当する法人も含まれる場合があるため、表中IとIIaの法人数の合計と1の②の法人数は必ずしも一致しない。

3. 経営健全化方針の策定を要する地方公共団体

2の第三セクター等と関係を有する地方公共団体は、1,112団体(同▲36団体)。そのうち、経営健全化方針の策定が必要な団体数は次のとおりであった。

I 債務超過法人：250団体(同▲12団体)

II 実質的に債務超過である法人

a 事業の内容に応じて時価で評価した場合に債務超過になる法人：3団体(同同数)

b 土地開発公社のうち、債務保証等の対象となっている保有期間が5年以上の土地の簿価総額が、当該地方公共団体の標準財政規模の10%以上の公社：13団体(同同数)

III 当該地方公共団体の標準財政規模に対する損失補償、債務保証及び短期貸付けの合計額の比率が、実質赤字比率の早期健全化基準相当以上の法人：33団体(同▲10団体)

以上の合計(I～IIIの重複を除く。)は、延べ288団体(同▲17団体)となった。

(単位：団体)

法人分類	経営健全化方針の策定を要する地方公共団体								
	調査対象の第三セクター等と関係を有する地方公共団体			I 債務超過法人			II 実質的に債務超過である法人 a 事業の内容に応じて時価で評価した場合に債務超過になる法人		
	R5	R4	増減	R5	R4	増減	R5	R4	増減
第三セクター	705	729	▲24	225	232	▲7	1	1	0
社団・財団法人	278	286	▲8	30	30	0	0	0	0
会社法法人	427	443	▲16	195	202	▲7	1	1	0
地方三公社	407	419	▲12	25	30	▲5	2	2	0
地方住宅供給公社	29	29	0	4	5	▲1	0	0	0
地方道路公社	25	26	▲1	0	1	▲1	0	0	0
土地開発公社	353	364	▲11	21	24	▲3	2	2	0
合計 (調査対象に対する割合)	1,112 (100.0%)	1,148 (100.0%)	▲36 —	250 (22.5%)	262 (22.8%)	▲12 —	3 (0.3%)	3 (0.3%)	0 —

法人分類	経営健全化方針の策定を要する地方公共団体								
	II 実質的に債務超過である法人 b 土地開発公社のうち、債務保証等の対象となっている保有期間が5年以上の土地の簿価総額が、当該地方公共団体の標準財政規模の10%以上の公社			III 当該地方公共団体の標準財政規模に対する損失補償、債務保証及び短期貸付けの合計額の比率が、実質赤字比率の早期健全化基準相当以上の法人			計 (I～IIIの重複を除く。)		
	R5	R4	増減	R5	R4	増減	R5	R4	増減
第三セクター	0	0	0	10	10	0	236	242	▲6
社団・財団法人	0	0	0	10	9	1	40	39	1
会社法法人	0	0	0	0	1	▲1	196	203	▲7
地方三公社	13	13	0	23	33	▲10	52	63	▲11
地方住宅供給公社	0	0	0	1	0	1	5	5	0
地方道路公社	0	0	0	7	7	0	7	8	▲1
土地開発公社	13	13	0	15	26	▲11	40	50	▲10
合計 (調査対象に対する割合)	13 (1.2%)	13 (1.1%)	0 —	33 (3.0%)	43 (3.7%)	▲10 —	288 (25.9%)	305 (26.6%)	▲17 —

注1：同じ法人に対して複数の地方公共団体が財政的支援や出資を行っている場合、当該地方公共団体ごとに1団体として計上。

注2：同一地方公共団体が複数の法人に対して財政的支援や出資を行っている場合、当該法人ごとに1団体として計上。

注3：表中I～IIIは経営健全化方針の策定要件である。一つの法人がI～IIIの複数のに該当する場合、I～IIIそれぞれに1団体として計上。